

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成32年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(平成32年3月31日まで) |

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)

警察庁丁生企発第178号  
平成26年4月18日  
警察庁生活安全局生活安全企画課長

警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案における関係機関等との連携体制の確保  
について(通達)

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案における被害者等の保護措置に関する関係機関との連携協力に関しては、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について(通達)」(平成25年12月6日付け警察庁丙生企発第133号ほか)により示されているところである。この種事案においては、関係機関との連携により、被害者及び関係者の安全確保を図ることが必要であることから、下記事項に留意の上、関係機関等との連携体制を確保し、被害者等の保護措置の徹底を図られたい。

## 記

### 1 連携体制の確保

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対処に当たっては、被害者等の安全を確保することが最優先であり、加害者が被害者等に危害を加えることが物理的に不可能な状況を速やかに作り上げることが重要である。そのために、加害者に対しては検挙措置等を第一義とした対応を執るとともに、被害者等に対しては安全な場所へ速やかに避難させることを最優先とした対応を執ることが必要である。

被害者等の避難に係る機関としては、別添のものがあるところ、これらとの連携体制の確保及びその拡充に努められたい。

- (1) 被害者保護に係る中心的な機関である婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)との連携体制を確実なものとし、婦人相談所からの一時保護委託先となる施設についても連携体制を確保すること。
- (2) 公的施設のほか、民間シェルターとの連携を図るほか、ホテル等の宿泊施設についても、協定締結を行うなど避難先として利用できるように努めること。
- (3) 被害者の状況に応じた保護対策が確実に図られるよう、地域の実情に応じ、できるだけ多数の機関等との連携を確保すること。その際、夜間や休日、地理的状況、家族等の状況などに応じた連携がとれるよう配慮すること。

### 2 連携確保に当たっての留意事項

- (1) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者及び関係者の保護対策に関して、関係機関との協議会等の場で協議し、連携体制構築についての理解を得ること。

- (2) 連携先となる関係機関に関しては、配偶者暴力事案とストーカー事案とではその対応に違いがあることがあり、また、地域や機関により執り行う業務の範囲等は様々であることから、管内の各関係機関の実情を把握し、当該関係機関との連携の在り方、窓口、要請手続等を確認しておくこと。
- (3) 運用において調整を要する事項については、関係機関と個別に又は関係機関との協議会等の場で、協議又は確認するよう留意すること。例えば、夜間・休日の受入れ、保護施設への同行方法、外国人への対応、退所時の警察への連絡などについて、あらかじめ協議又は確認しておくこと。
- (4) 関係機関に対しては、警察の権限及び任務について理解を得るとともに、各種制度、役割等について相互に確認し、被害者に適切に教示できるよう留意すること。

### 3 職員への教養に際しての留意事項

- (1) 全ての職員に対して恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案における関係機関による被害者保護に係る役割について理解させ、関係機関との連携協力が図られるよう教養を推進すること。
- (2) 関係機関と協議又は確認した事項について関係職員に周知し、連絡や対応に遺漏ないよう留意すること。

## 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案における連携施設

## 1 婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）

- (1) 婦人相談所は、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項により都道府県に設置される施設であり、売春防止法又は配偶者暴力防止法に基づく運用により、要保護女子に関する相談、一時保護を行う。全都道府県に計49か所設置されており、被害者の安全の確保のため、所在地が非公開になっている。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第3条第1項に基づき、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設とされており、全都道府県で配偶者暴力相談支援センターとして位置付けられている。

配偶者暴力防止法第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う業務のうち、一時保護については、同条第4項の規定に基づき、婦人相談所が自ら一時保護を行うほか、一定の基準を満たす者に一時保護を委託する。一時保護の委託は、被害者の状況、地域の実情等に応じ、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等に対して行われている。
- (3) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第8条第1項により、ストーカー行為等の被害者に対する支援を行う施設とされている。

## 2 一時保護委託に係る施設

## (1) 婦人保護施設

- ア 売春防止法第36条に基づく施設で、都道府県や社会福祉法人等により設置され、要保護女子の収容保護を行う。平成25年4月1日現在、39都道府県に計49か所設置されている。
- イ 配偶者暴力防止法第5条により、配偶者からの暴力の被害者の保護を行う。婦人相談所の委託により一時保護を実施する場合がある。
- ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成25年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「基本方針」という。）第2の6(3)アでは、単身で保護された被害者については、婦人相談所の一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所の措置を講ずることが必要であるとされている。

## (2) 母子生活支援施設

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の入所、保護等を行っており、18歳未満の子ども及びその保護者が対象とされている。平成25年10月1日現在、全国で計258か所設置され、自治体又は社会福祉法人が運営している。
- イ 配偶者からの暴力の被害者についても保護の対象とされている。婦人相談所の委託により一時保護を実施する場合もある。
- ウ 基本方針第2の6(3)イで、同伴する子どもがいる被害者については、婦人相談所の一時保護所を退所した後、必要な場合は母子生活支援施設への入所の措置を講

ずることが必要であるとされている。

(3) その他

児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者施設、知的障害者施設、保護施設等では、婦人相談所の委託により一時保護を実施する場合がある。

3 市町村設置の配偶者暴力相談支援センター

- (1) 配偶者暴力防止法第3条第2項により、市町村は市町村が設置する適切な施設を配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとされ、平成26年1月現在、63市町村に計64か所設置されている。
- (2) 都道府県の配偶者暴力相談支援センターと同様の業務（一時保護を除く。）を行うこととされており、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定に基づき、被害者の緊急時における安全の確保を行うこととされている。「緊急時における安全の確保」とは、婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、一時保護が行われるまでの間等に適当な場所に匿う、又は避難場所を提供すること等を指し、婦人相談所に同行支援を行うことも含むものとされている。

4 民間シェルター

- (1) 民間団体によって運営され、被害者が緊急一時的に避難できる施設であり、相談への対応、被害者の自立に向けたサポート等の援助を行っている。民間シェルターは、被害者の安全の確保のため、所在地が非公開になっている。
- (2) 独自の活動を行うほか、婦人相談所の委託による一時保護や、自治体との委託契約により被害者に対する援助を実施する場合もある。このほか、自治体によっては、民間シェルターに対する財政支援等を行っている場合がある。
- (3) 配偶者暴力防止法第3条第5項の規定により、配偶者暴力相談支援センターは民間団体との連携に努めるものとされている。同法第26条は、民間の団体に対する援助について定めている。
- (4) ストーカー規制法第8条第1項に、民間の自主的な活動の支援について定められている。

5 宿泊施設、公営住宅

- (1) ホテル等の宿泊施設  
警察又は自治体において、ホテル等と一時避難場所について協定、契約を締結しているところがある。
- (2) 公営住宅  
公営住宅では、配偶者からの暴力被害者の優先入居や、犯罪被害者等の入居の取扱いが行われているところがある。